

持続的な街の熟成と発展に向けた100年ビジョンを達成するために

# タウンデザイン・ガイドライン Rulebook

## ●はじめに

本地区では、『Fujisawa SST』の目指す街・タウンの実現に向けて、『Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区計画』と『Fujisawa サステイナブル・スマートタウン景観形成地区』に加えて、『タウンルール』を定めています。

建築物、工作物の新築、改築、増築等にあたっては、Fujisawa SST自治会『Fujisawa SSTコミッティ』（運営委託先Fujisawa SSTマネジメント株式会社）への事前相談と届出手続きが必要になります。

コンセプト・全体目標等の達成

### タウンデザイン・ガイドライン

タウンデザインのためのルールは、次の3種で構成されています。

#### 地区計画

都市計画法及び建築基準法に基づくルール

藤沢市への届出による運用

#### 景観形成地区

景観法及び藤沢市都市景観条例に基づくルール

藤沢市への届出による運用

#### タウンルール

〈目的〉

- ①地区計画・景観形成地区では対応できない事項を補完
- ②時代の変化、社会・地域住民のニーズへの対応（適宜更新）
- ③地域が真に良好に思える景観まちづくりの実現

タウンルールの保有

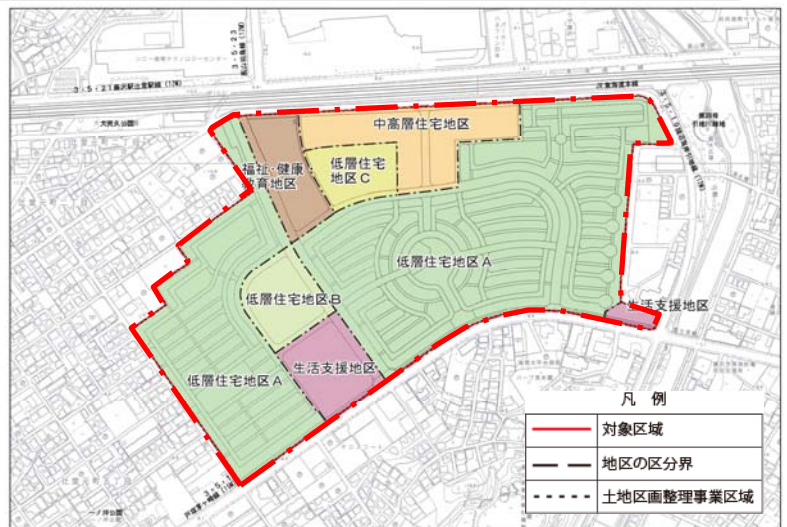
Fujisawa SST自治会『Fujisawa SSTコミッティ』

タウンルールの運営委託先

運営サポート

Fujisawa SSTマネジメント株式会社

## 位置図・対象区域



## ●お問合せ先等

2015年4月発行

発行者 Fujisawa SST 自治会 『Fujisawa SSTコミッティ』

運営委託先 Fujisawa SST マネジメント株式会社

お問い合わせ先 Fujisawa SST マネジメント株式会社 TEL: 0466-34-8542 FAX: 0466-34-8543

E Mail: [office@fujisawasst.com](mailto:office@fujisawasst.com)

営業時間: 平日9:00~18:00

# ●届出手続き

建築物、工作物の新築、改築、増築等にあたっては、Fujisawa SST自治会『Fujisawa SSTコミッティ』（運営委託先 Fujisawa SSTマネジメント株式会社）に事前相談して、次の届出手続きを行ってください。

## ○タウンルールの届出対象行為

- ①建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更、建築物の用途の変更
- ②広告物の設置、変更（藤沢市屋外広告物条例に基づく許可が必要なものに限る）

タウンルール	地区計画	景観形成地区
<p>○届出・申請先 Fujisawa SST自治会『Fujisawa SSTコミッティ』（運営委託先 Fujisawa SSTマネジメント株式会社）</p> <p>○事前相談について 地区計画・景観形成地区の届出の提出前までに事前相談を行ってください。</p> <p>○審査完了について 地区計画・景観形成地区の不勸告通知書の発行（藤沢市）前までに審査を完了して下さい。</p>	<p>○届出・申請先 藤沢市計画建築部都市計画課</p> <p>○届出時期 工事着手の30日前まで。 加えて、建築確認申請前の提出</p>	<p>○届出・申請先 藤沢市計画建築部街なみ景観課</p> <p>○届出時期 工事着手の30日前まで。 加えて、建築確認申請前の提出</p>

